

3.新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間の延長について

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するための、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金について、助成金・支援金の上限額等を引き上げるとともに、対象期間を延長します。

[上限額等の引上げの概要]

適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

○助成金の支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10
※ 1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ **15,000円を支給上限**

○支援金の支給額：就業できなかった日について、
1日当たり4,100円（定額） ⇒ **7,500円（定額）**

[対象期間の延長の概要]

○対象となる休暇等の期限 令和2年6月30日まで ⇒ **令和2年9月30日まで**

○申請期間 令和2年9月30日まで ⇒ **令和2年12月28日まで**

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業を助成。

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援。

- お問い合わせは、 **学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター** まで

0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

担当 雇用環境・均等室（工藤） 電話：043-306-1860

4.高年齢者及び障害者雇用状況報告書の報告期限の延長について

毎年7月15日の報告期限を

令和2年は8月31日（月）まで延長します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を、管轄のハローワーク（一部地域では労働局）を経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告は、

- ①ハローワークに郵送もしくは持参、②電子申請（e-Gov）にてお願いします。

なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り、**郵送または、電子申請でご報告いただきますようお願いいたします。**

担当 職業安定部職業対策課（伊熊）

電話：043-221-4391